

鳥取県告示第319号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成21年度及び平成22年度	鳥取市(鹿野町岡木の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市鹿野町岡木の一部	平成24年4月27日
〃	〃	鳥取市(気高町重高の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市気高町重高の一部	〃
東伯郡湯梨浜町	〃	湯梨浜町(大字方地及び大字北福の各一部)の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字方地及び大字北福の各一部	〃
〃	〃	湯梨浜町(大字埴見及び大字長和田の各一部)の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字埴見及び大字長和田の各一部	〃